

函館市文書取扱規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 7 年 3 月 3 1 日

函館市長 大 泉 潤

函館市規則第 1 0 号

函館市文書取扱規則の一部を改正する規則

函館市文書取扱規則（昭和 3 5 年函館市規則第 3 6 号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

保健所保健予防課	函 保 予
保健所東部保健事務所	函 保 東

」

「

保健所保健予防課	函 保 予
----------	-------

」

「

観光部観光企画課	函 観 企
観光部観光誘致課	函 観 誘
観光部観光振興課	函 観 振
観光部国際観光課	函 観 国

」

「

観光部観光総務課	函 観 総
観光部観光推進課	函 観 推

」

改める。

附 則

この規則は，令和 7 年 4 月 1 日から施行する。